

(第52号議案)

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に  
関する条例の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、同法律中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号利用法という)の一部改正があったことに伴い、番号利用法の規定を引用する中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中野区条例第42号)の一部を、次のように改正する。

1 改正理由

番号利用法第19条中第4号から第15号までが1号ずつ繰り下げられ、第3号の次に「一の使用者等における従業者等であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき」の一号が追加となったため

2 改正の内容

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める

3 施行日

公布の日から施行する

4 新旧対照表

別紙のとおり

(別紙)

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> |